

八幡市総合計画検討懇談会設置要領

(設置)

第1条 八幡市総合計画(以下「計画」という。)の実施に当たり、効果的かつ効率的な計画の推進を図るため、八幡市総合計画検討懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、計画の見直し、進捗状況の点検管理及びその推進に関する意見交換を行い必要な助言等を行うものとする。

(組織)

第3条 懇談会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長)

第4条 懇談会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、懇談会の会務を総理し、懇談会を代表する。

4 会長に事故のあるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議開催の手続その他懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。